

「連帯保証人申請」手続き方法

1. 資格

- (1) 愛媛大学に学生（学部・修士・博士・研究生）として在籍していること。
- (2) 在留資格が「留学」であること。（=留学生住宅総合補償加入資格要件）
- (3) （公財）日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」保険に加入すること。
- (4) 契約期間中は、愛媛大学学生国際交流協力事業会の指示に従うこと。

2. 手続きの流れと方法

※場合により以下の手順と異なる場合があります。その際は愛媛大学国際交流協力事業会の指示に従ってください。

- (1) 不動産屋で希望物件を決める。
- (2) 愛媛大学学生国際交流協力事業会の事務局（城北キャンパス・愛大ミューズ2F）へ入居先の住所と入居期間の記載がある資料（例：仮申込書等）を持って行き、連帯保証の申し込みをする。同時に、「留学生住宅総合補償」の保険加入の手続きをする。
- (3) 指定されたコンビニエンスストアへ行き、保険料を支払う。

| | | | |
|---------|--------|--------|----------|
| 補償期間 | 1年間 | 2年間 | 6か月（延長）※ |
| 保険料等負担金 | 4,000円 | 8,000円 | 2,000円 |

※既加入者のみ選択することができます。

支払いを終えたら、「取扱い明細兼受領書」（お客様控え）を愛媛大学学生国際交流協力事業会の事務局へ持参する。

- (4) 不動産屋へ行き、「賃貸借契約書」を作成してもらう。契約書の連帯保証人記入欄以外の部分に記入・押印をもらう。
- (5) 愛媛大学学生国際交流協力事業会から連絡があったら、「賃貸借契約書」を持参し、連帯保証人の欄に押印してもらう。
同時に、「留学生住宅総合補償加入者控」と保険料の半額補助金を受け取り、受け取りサインをする。
※保険料の半額補助は初回契約時のみ。
- (6) 「賃貸借契約書」を不動産へ持って行く。

留学生のみなさんへ

注意事項

- この制度を利用した場合で、卒業・退学等で学籍を離れても同じアパートに住み続ける時は、連帯保証人を変更し、火災保険にも加入しなければなりません。
- 契約したときの書類は、退去するまで大切に保管してください。
- 次の場合は、必ずすぐに愛媛大学学生国際交流協力事業会に連絡してください。
 1. 卒業・修了、退学、転学により、愛媛大学の留学生としての身分を失ったとき。
 2. 「留学生住宅総合補償」の補償期間が切れるとき。
 3. 賃貸借契約を更新・解約するとき。(契約内容に変更があったとき、転居したとき等)
 4. 下記の事故があった場合。
 - 火事、水漏れ、ガス爆発等で、貸主や階下住人から損害賠償請求された。
 - お店の商品を壊してしまった。
 - 自転車を運転中、歩行者と接触してケガをさせた。等

【問い合わせ】愛媛大学学生国際交流協力事業会
(愛媛大学国際連携課内)
〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番
TEL: 089-927-8105 FAX: 089-927-8967
E-mail: kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp